

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

年始に今年はセミナーを最低4回はやる！と決意しましたが、ありがたいことに、顧問先等でのセミナーを含めて、3月末までに3回の予定が入っています（契約書セミナーが2回、パワハラセミナーが1回）。数をこなすのが目的ではないので、質にこだわって準備していきます。

まずはいつもどおり 弁護士 伊山正和 による**注意指導のセオリー**からまいりましょう。音読推奨です。

- ①「いつか気づいてくれるはず」の「いつか」は「いつまでも」訪れません。
- ②「口頭注意」は「証拠」にならないので「書面」での注意と指導が必要不可欠です。

無料の**注意指導書のひな形**はこちらです。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=${CONTACTID}$)

**このメルマガは転送大歓迎です！**

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

#### <目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

---

【1】皆様への情報提供

---

#### ★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2023年3月9日（水）15時～16時・**無料**・**オンライン**】

テーマ：**契約書作成・チェックで押さえるべきポイント解説セミナー**

担当：弁護士 野崎隆史

方 法 : Zoom

参加費 : 無料

<担当者から一言>

契約書に苦手意識や何となくネガティブな印象を持っていませんか？

ネット上のサンプルをそのまま転用していませんか？

相手にドラフトを任せたりしていませんか？

契約書作成はクリエイティブで楽しいお仕事です。本セミナーでは、これまで当事務所が取り扱ってきた契約に関するトラブル事例を踏まえ、契約書に対する心構えや即実践できる「契約書作成・チェックのポイント」を解説します。

全国から無料でオンライン参加できますので、ぜひご参加ください。

[https://kyotosogo-law.com/post-4611/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4611/?zc_cid=${CONTACTID})

【2023年4月20日（木）15時～16時30分・リアル】

テーマ : 労働問題総論編 ～問題社員、残業代請求、ハラスメント対応等の対応実務～

担 当 : 弁護士 伊山正和

会 場 : ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費 : 2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=${CONTACTID})

## ◆労務◆

【改正労基法】

改正労基法により、2023年4月から法定割増賃金率が上げられます。

詳細は、久々にリアルで開催した2023年2月21日の伊山弁護士のセミナーでお伝えさせていただきましたとおり、2023年4月以降は、中小企業も月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

これに伴い、就業規則の変更が必要となる場合があります。特に、深夜労働や休日労働が発生する場合、計算方法が複雑ですので、専門家によるチェックを強くお勧めします。

【給与天引きが労基法違反となったケース】

住友生命保険京都支社が、営業先に配るカレンダーやお菓子等の経費を従業員の給与から天引きしたケースで、2023年1月26日、京都地裁は合意のない天引きは労働基準法違反だと判断し、会社に対し、約35万円の支払いを命じました。

給与からの天引きは、社会保険料や源泉所得税等を除き、原則アウトです。

#### 【弁護士リチャードソンのツイート】

ツイッターで有益な労務情報を発信している「弁護士リチャードソン」。

実は、当事務所の 弁護士 伊山正和 です。フォローしていない方は、ぜひフォローを！

[https://twitter.com/search?q=%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%83%AA%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%BD%E3%83%B3&src=typed\\_query?z\\_cid=\\$CONTACTID](https://twitter.com/search?q=%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%83%AA%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%83%89%E3%82%BD%E3%83%B3&src=typed_query?z_cid=$CONTACTID)

せっかくですので、最近の要注意情報を140文字でピリッと紹介しているツイートを3つご紹介します。

#### <改正労基法に関するツイート1>

4月からの月60時間超の割増率アップが中小企業にも適用される件ですが、月60時間を数えるのに、法律上は

- ①「法内残業」の時間は含まれないこと
- ②「法定休日労働」の時間は含まれないこと
- ③「所定休日労働」は「法定外残業」になっていけば含まれること

のあたり、念のためご注意ください。

#### <改正労基法に関するツイート2>

みなさま、厚労省の案内リーフレットなどでは、月45時間超～月60時間までの割増率につき、25%増ではなくて30%増でサラリと「例示」されておることが多いので、つまり「45時間超えの残業をさせるなっ！」のメッセージが出ておるとご留意くださいませ。

#### <安全配慮義務に関するツイート>

雇用主には従業員が安全に働けるよう配慮する義務があるわけですが(労契法5条)、人間関係に悩んでいる従業員のために環境調整をする義務まであるかということ、ないわけじゃないとは思いますが、損害賠償の根拠にまでは…って、なってるやん?!という裁判例が出ておったようです(千葉地判R4.3.29)

## ◆コーポレートガバナンス◆

### 【買収防衛策】

最近、買収防衛策に関する動きが活発です。

有事導入型の買収防衛策に基づく新株予約権無償割当ての可否が争われた不公正発行とされた三ツ星事件では、株主総会決議を経て実行しようとした買収防衛策が不公正発行と判断され、裁判所によって差し止められました。

この事案用いられたのは、新株予約権を一般株主に無償で割り当てる一方、非適格者には持ち分を一定以内に抑えることなどを行使条件とした別種の新株予約権を渡すというスキームで、株主総会決議まで経っていたのですが、差し止めが認められ、ちょっとした騒ぎになりました。

買収防衛策については、経済産業省の「公正な買収の在り方に関する研究会」（第4回）の資料が大変参考になりますので、リンク先をご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei\\_baishu/pdf/004\\_03\\_00.pdf?zc\\_cid=\\$\[CONTACTID\]](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/pdf/004_03_00.pdf?zc_cid=$[CONTACTID])

この資料の目次は次のとおりです。

- ① 公正な買収の在り方を考える上での買収防衛策の位置づけ
- ② 買収防衛策を巡る当事者の行動の在り方
- ③ ご議論いただきたい論点案

②のパートの14ページには、「近時の裁判例に係る事案の比較表」として、先程の三ツ星事件等複数の事件の比較表が掲載されており、大変参考になります。

また、③の論点として、買収防衛策を議論する目的と視点、有事における買収防衛策に係る必要性の要件と判断者との関係、必要性の要件、相当性の要件が挙げられています。

買収防衛策に対する企業の動きですが、株式会社アシックスやサッポロホールディングス株式会社は、買収防衛策の廃止・非継続に舵を切りました。

アシックスの広報資料には、「昨今の我が国においては、取締役会の同意を得ずに行われる株式の大規模な買付行為に対しては、実際に特定の者により大規模な買付行為の提案を受けた段階で、具体的な買収提案に対する分析・検討を行い、買収防衛策等の対応の必要性を判断し、株主の皆様のご意向を確認する事例が増加しております。」との記載があり、平時ではなく有事導入型の買収防衛策が徐々に時代の流れとなりつつあるようです。

サッポロホールディングスの広報資料にも、「当社は具体的な買収者が登場していない段階で、一般的な目的での「本対応方針」の継続は行わず、その有効期限である 2023 年 3 月開催予定の第 99 回定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。」との記載がありました。

他方、平時導入型を採用する企業もまだまだ多く、アサヒ衛陶株式会社の事例では、「当社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則 118 条 3 号）を策定し、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則 118 条 3 号ロ（2））として買収防衛策を導入するという流れとなっていますので、買収防衛策の導入をお考えの会社は、専門的知見を持った弁護士のサポートを得ながら、**導入のプロセスと必要性・相当性をきちんと満たす**ようご準備ください。

#### 【人権対応】

人権方針の策定や人権デュー・デリジェンスの実施は、グローバルな社会でビジネスを行う上での当然のドレスコードとなっています。

今般、一般社団法人生命保険協会が「生命保険会社における人権対応ハンドブック」を公表しました。このハンドブックは、人権対応について大変分かりやすくまとめられており、**今更聞けない…とお悩みの方にもぴったり**です。

保険会社以外の会社にとっても非常に役に立つまいようでしたので、ぜひご活用ください。

目次は次のとおりです。

- ① なぜ企業に人権への対応が求められるのか
- ② 企業の人権尊重責任とは何か
- ③ 指導原則が求める 3 つの取組み
- ④ 国際社会で注目される人権課題
- ⑤ 生命保険会社に重要な課題と対応例
- ⑥ ビジネスと人権に関する日本の動向
- ⑦ ビジネスと人権に関する国際動向
- ⑧ 今後の展望と生命保険会社に求められる取組み

[https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/human-rights/pdf/jinken.pdf?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/human-rights/pdf/jinken.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

◆知的財産・不正競争◆

### 【著作権侵害】

東武鉄道のポスターで列車の画像が無断で使われていた件で、2023年2月8日、さいたま地裁は、ポスターを作製した東武ステーションサービスに50万円の支払いを命じました。

### 【不正競争・有罪例1】

2023年1月17日、元勤務先の顧客情報のデータを持ち出し転職先で利用した件で、函館地裁は、執行猶予付きの懲役1年6ヵ月、罰金50万円の有罪判決を下しました。

### 【不正競争・有罪例2】

2023年1月24日、元勤務先から営業秘密を持ち出した件で、神戸地裁は、執行猶予付きの懲役2年、罰金80万円の有罪判決を下しました。

## ◆広告規制◆

### 【健康食品】

消費者庁が、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を公表しました。

景品表示法及び健康増進法上問題となる表示例や48件の違反事例の紹介があり、健康食品を扱う会社にとって、大変有用な資料ですので、ご紹介します。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant\\_advertisement/assets/representation\\_cms213\\_230131\\_01.pdf?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230131_01.pdf?zc_cid=${CONTACTID}$)

### 【適格消費者団体による差止請求】

適格消費者団体による差止請求を受け、削除することになった条項をご紹介します。

これらの条項にドキッとした会社は直ぐに契約書を見直してください。

- ▲ 契約の即時解除に関し、「乙が、銀行取引停止、差押えや競売等の強制執行・仮差押・仮処分等の申立てを受けた場合、又は、乙が破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始の各申立てを受け若しくは自ら各申立てを行った場合」との条項。
- ▲ 「本契約が、解除・解約等その他事由の如何を問わず終了した場合、乙は、甲に対して、移転料・立退料・損害賠償金等の請求を一切しないものとする（但し、甲の責めに帰すべき事由

により本契約が終了した場合において甲が法律上損害賠償義務を負う場合にはこの限りではない)。」との条項。

▲ 「入居中に甲の責任による事なく、周辺環境の変化により日照・騒音等の悪影響、又は近隣に建築された建物によって、テレビ映りや音響機器への悪影響がでたとしても、乙は甲に対し、賃料の減額、その他如何なる請求もできないものとする(但し、法律上、乙に賃料減額請求権が認められる場合には、この限りではない)。」との条項。

▲ 「甲又は管理業者に対して、甲又は管理業者の責に帰することの無い立地や環境又は本物件の形状・近隣各室からの生活上の物音や声、間取り、あるいは使用している材料・材質及び棚や建具の取り付け方等に異議申し立ては一切できないものとする。」とする条項。

▲ 「甲又は管理業者が何らかの対応(訴訟提起を含むが、これに限られない)を行った場合、かかる対応に要した一切の費用等(合理的な弁護士費用・裁判費用等を含むが、これらに限られない)は全て乙の負担とする。」とする条項のうち、弁護士費用を賃借人の負担とする部分。

▲ 賃借人が賃貸人又は管理業者の承諾なく自転車等を駐輪等した場合には、賃貸人又は管理業者は自転車等を撤去及び処分する旨の条項に続く、「前項に従い撤去した自転車等(以下「撤去車両」という)について、甲又は管理業者は、いかなる場合も損害賠償等一切の責任を負わない。」とする部分。

▲ 賃借人が修繕を要する箇所を発見したときは直ちに賃貸人又は管理業者に通知等する旨の条項に続く、「この通知を行わず、乙が修繕を行った場合、かかる修繕が乙の責めに帰すべき事由により必要になったものかを問わず、当該修繕に要した費用は乙の負担とする。」とする部分。

#### ◆経営者保証からの解放◆

##### 【スタートアップ創出促進保証制度】

2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、経営者の個人保証が起業・創業の阻害要因とならないように、経営者保証を不要とする創業時

の新しい信用保証制度として、「スタートアップ創出促進保証制度」が創設され、2023年3月中に制度が開始されることになりました。

この制度では、3500万円を限度として、保証期間10年以内、据置期間1年以内（一定の条件を満たす場合には3年以内）、各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率で、担保・保証人が不要になるようです。

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html?zc_cid=${CONTACTID})  
\$

---

## 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID}$)

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかもチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

[https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/?zc_cid=${CONTACTID}$)

### 【ハラスメント外部通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。



ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

[https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/?zc_cid=${CONTACTID}$)

#### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID}$)

#### 【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID}$)

#### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID}$)

---

#### 【3】セミナー情報

---

【2023年3月9日（水）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：契約書作成・チェックで押さえるべきポイント解説セミナー

担当：弁護士 野崎隆史

方法：Zoom

参加費：無料

[https://kyotosogo-law.com/post-4611/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4611/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【2023年4月20日（木）15時～16時30分・リアル】

テーマ：労働問題総論編 ～問題社員、残業代請求、ハラスメント対応等の対応実務～

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

[https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3935/?zc_cid=${CONTACTID}$)

---

#### 【4】ニュースレター案内

---

News Letter vol.14 を発行しました。

- 特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

[https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4460/?zc_cid=${CONTACTID})

---

#### 【5】編集後記

---

2023年2月号、いかがでしたか？

お陰様で1月2月と近年稀にみる忙しさでした。

士業や自営業あるあるだと思いますが、年末にならないと自分の所得が確定しないため、ふるさと納税は年末に一気にやるのがここ数年続いています。

その結果、何が起こるかという、1月2月に様々なものがどんどん届くということです。

配達の方に「またコイツか…」と思われるかもしれませんが、月9ドラマ「イチケイのカラス」で、竹野内豊さん演じる入間みちお裁判官もふるさと納税が好きなのを思い出し、「これで竹野内豊さんに一歩近づいた。」と勝手に解釈しています。

何が届くと嬉しいかって考えると、結局はビールに落ち着くような気がしますね。

阪神タイガースは、キャンプの情報をなるべく見ないようにし、開幕まで心静かに座して待つのみ。幸い、今年は2023年3月8日～3月21日の「2023 WORLD BASEBALL CLASSIC」があります。こちらに目を向ければ開幕はあっという間ですね。

F1はプレシーズンテストが始まり、3月5日に開幕戦バーレーン GP です。今年もマックス・フェルスタッペン選手と角田裕毅選手を応援するのはもちろんですが、アルピーヌに移籍したピエール・ガスリー選手も応援します。2026年以降のホンダの動きも気になりますし、2023年のF1も楽しみです。

最近感動しているのは将棋です。というか羽生善治九段です。

藤井聡太五冠の快進撃の裏で最近お名前を聞かなくなったような…と思っていましたが、誠に失礼いたしました。天才に天才が挑む王将戦。現代将棋の最高峰というべき素晴らしい大接戦が繰り広げられています。さすが将棋界で唯一の永世七冠。痺れますね。

それにしても感想戦の二人の楽しそうな姿。誰も近づけない領域に達しているようです。限界突破が目の前で起きています。

そうか、限界突破の鍵は楽しむことにあるのか。それなら自分にもチャンスがある。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID}$)

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc\\_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID}$)

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)